

推進体制

■本方針の進捗管理

本方針に基づく施策の進捗管理については、本方針の「人権教育・啓発の基本的な方策」及び「人権擁護に関する基本的な方策」に照らし、各人権課題に関する教育・啓発及び擁護の進捗状況を毎年度取りまとめ、各人権課題に係る当事者・関係者からの意見を聴取する場の活用等により評価を行い、よりよい事業へとつなげます。

また、一定の期間ごとに、第三者的な見地からの評価を受けるため、審議会設置等の方法により評価を行うものとします。

本方針の見直しについては、社会情勢や本市の実情等の変化を踏まえ、必要に応じ検討するものとします。

■全庁的な推進体制

本市における人権教育・啓発の着実な推進のために、伊丹市人権教育・啓発推進本部のもと、全庁的な体制で本方針の推進に取り組みます。

また、人権尊重の理念を市の実施するすべての施策・事業に共通する基本理念として取り入れていきます。

個別の人権課題や人権擁護については、関係課及び人権啓発の拠点である人権啓発センターを中心として事業の調整、情報の共有、課題の検討等を行う機会を設けるなど、連携を図ります。

■関係機関、市民等との連携、協働

市民一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていくには、国、県等の関係機関や近隣自治体との連携・協力、関係団体、市民、地域、事業者等との協働が欠かせません。人権教育・啓発については、行政だけでなく、関係団体、市民や事業者などさまざまな主体が活動を行っています。人権課題が多様化・複雑化する中で、人権教育・啓発をより効果的に推進していくためには、それぞれの役割を踏まえ、相互に連携・協力することが重要です。

市は、関係機関等、関係団体等との連携により、啓発や研修、相談事業等の効果的な推進を図るとともに、人権教育・啓発に関する施策への市民の参画・協働の推進に努めます。また、社会を構成する一員として人権尊重のまちの実現に向け行われる、市民や事業者等の主体的な活動や学習の支援に努めます。

人権啓発及び交流の拠点である人権啓発センターにおいては、啓発事業をはじめ、市民の主体的な学習や交流の促進、人権擁護のための相談事業等を、市民や関係団体等の参画・協働のもと、展開していきます。